



平成 19 年 1 月 25 日

各 位

会社名 丸八倉庫株式会社
代表者 取締役社長 渡邊洋三
(コード番号 9313 東証第 2 部)
問合せ先 総務部長 石川勝治
(電話 03 - 5620 - 0809)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 1 月 25 日開催の取締役会において、平成 19 年 2 月 27 日開催予定の当社第 111 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 平成 15 年 4 月 1 日に「貨物運送取扱事業法」が「貨物利用運送事業法」に名称変更になりましたので現行定款第 2 条(目的)に所要の変更(変更案第 2 条第 5 号および第 6 号)を行い、号数の表示を改めるものです。
- (2) 電子公告制度を採用するとともに、不測の事態に対応するため、予備的な公告の方法を定めるものであります(変更案第 5 条)。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
 - 単元未満株式について行使できる権利を明確にするものであります(変更案第 10 条)。
 - 株主の皆様の利便性の向上と迅速開示に資するため、株主総会参考書類等の一部についてインターネットで開示することができる旨を新設するものであります(変更案第 16 条)。
 - 株主総会の円滑な運営を図るため、議決権代理行使における代理人の人数を定めるものであります(変更案第 17 条第 1 項)。
 - 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能にするために規定を新設するものであります(変更案第 27 条)。
- (4) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、当会社の定款には、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人に関する機関の設置、株券を発行する旨および株主名簿管理人を置く旨の定めがあるもの

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>(商号) 第1条 当社は、丸八倉庫株式会社と称する。 英文では、Maruhachi Warehouse Company, Limitedとする。</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、丸八倉庫株式会社と称する。 英文では、Maruhachi Warehouse Company, Limitedとする。</p>
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 倉庫業 2. 倉庫賃貸業 3. 貨物荷捌業 4. 通関業 5. <u>一般区域貨物自動車運送事業</u> 6. <u>自動車運送取扱事業</u> 7. 不動産の造成、売買、仲介、賃貸および管理、ならびに本号各事項に係るコンサルテーション 8. 飲料・食料品および衣料用繊維品の販売 9. 美術品・貴金属品の販売、仲介および賃貸 10. 電子計算機、情報通信機器の販売およびそのソフトウェアの設計、開発、販売 11. 健康機器、事務用機器、家庭用電気製品および事務用・家庭用雑貨用品の販売 12. 事務用什器および家具調度品の販売 13. 荷役運搬用機器の販売、仲介 14. 駐車場業 15. 損害保険代理業および生命保険の募集業務 16. 前各号に関連する一切の事業 	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 倉庫業 (2) 倉庫賃貸業 (3) 貨物荷捌業 (4) 通関業 (5) <u>貨物自動車運送事業</u> (6) <u>貨物利用運送事業</u> (7) 不動産の造成、売買、仲介、賃貸および管理、ならびに本号各事項に係るコンサルテーション (8) 飲料・食料品および衣料用繊維品の販売 (9) 美術品・貴金属品の販売、仲介および賃貸 (10) 電子計算機、情報通信機器の販売およびそのソフトウェアの設計、開発、販売 (11) 健康機器、事務用機器、家庭用電気製品および事務用・家庭用雑貨用品の販売 (12) 事務用什器および家具調度品の販売 (13) 荷役運搬用機器の販売、仲介 (14) 駐車場業 (15) 損害保険代理業および生命保険の募集業務 (16) 前各号に関連する一切の事業

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株式 (会社が発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、1,920万株とする。</p> <p>(株式の買受け) 第6条 当社は、取締役会の決議により、自己の株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 当社は1単元未満の株式については株券を発行しない。</p> <p>(端株原簿への不記載) 第8条 当社は、1株未満の端株についてはこれを端株として端株原簿に記載しない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。</p> <p>(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1,920万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(株券の発行) 第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> — <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> — <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の交付、単元未満株式の買取、諸届出の受理等株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第10条 当社が発行する株券の種類ならびに<u>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取等に関する取扱ならびにその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>) 第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第12条 当社が発行する株券の種類ならびに<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年2月これを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 定時株主総会は、毎年2月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(ただし以下削除)</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、<u>議決権を行使できる他の株主に委任してその議決権を行使することができる。</u></p> <p>— 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(総会の決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き<u>出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>— <u>商法第343条の定めによる決議および商法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>— 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>— 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>____ <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 代表取締役は、<u>取締役会の決議により選任する。</u> ____ <u>代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。</u> ____ <u>取締役会は、その決議により取締役社長1名を選任し、また必要に応じ取締役会長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u> ____ <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(第21条第2項より移設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 当社は、<u>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> (第25条第1項に移設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議とその方法)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、法令または定款に定める事項のほか当会社の重要な業務の執行を決定する。</u></p> <p>— <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第23条 <u>取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>(第23条より移設)</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第25条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(相談役)</p> <p>第26条 <u>当会社に相談役を置くことができる。</u></p> <p>— <u>相談役は、取締役会に出席して意見を述べることができる。</u></p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 (条文削除)</p> <p>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(第29条に移設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 <u>取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(削る)</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>— 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>— 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(常勤監査役) 第30条 監査役は、互選により常勤の監査役を選任する。</p> <p>(監査役会の招集) 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 (新設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第31条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した時の監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議の方法) 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(監査役会規則) 第33条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、<u>議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>(第33条より移設)</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第35条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会の決議の方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(第38条に移設)</p> <p>(監査役会の議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規則) 第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任) 第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期) 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(決算期) 第36条 当社の営業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。</p> <p>(利益配当金) 第37条 毎営業年度の利益配当金は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</p> <p>(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議により毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配</u>(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</p> <p>(支払義務) 第39条 利益配当金および中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 — 未払の利益配当金および中間配当金は、利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。</p> <p>(期末配当金) 第44条 当社は、株主総会の決議によって毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による<u>剰余金の配当</u>(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>(以下「中間配当金」という。)を<u>する</u>ことができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第46条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>

(注) 上記変更案は、平成19年1月25日開催の取締役会での決議内容ですが平成19年2月27日開催の第111回定時株主総会に付議する際には、文言の修正等を行う場合もあります。

以上